

和光市わんわんパトロール用品貸与基準

わんわんパトロール用品は、自主的な防犯活動を行う団体の支援として、貸与するものであり、防犯意識の啓発や、犯罪への抑止力の一層の向上を目的とする。

用品の貸与基準は、下記のとおりとする。

記

1 貸与対象

用品は、以下の要件を満たす団体へ貸与する。

- ・ 住民への防犯意識の啓発及び防犯パトロールを行う団体
- ・ 和光市に在住、在勤及び在学する者により構成された団体
- ・ 無報酬で行われる活動であること

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 貸与品

- ・ わんわんパトロールキャップ
- ・ バンダナ
- ・ ライト付きホイッスル

3 貸与申請

- ・ 用品の貸与を希望する団体は、危機管理室へ「和光市わんわんパトロール貸与申請書兼受領書」により貸与申請を行うこと。
- ・ その際、団体においては、構成員の名簿を併せて提出すること。

4 貸与期間

貸与期間は、団体において自主的な防犯活動が実施されている間とする。

5 活動報告

用品の貸与を受けた団体は、構成員それぞれの活動状況を把握するとともに、団体により防犯活動を行った場合は、「防犯活動報告書」を速やかにくらし安全課へ提出すること。

6 貸与品の管理

紛失による悪用を防ぐため、貸与品を適切に管理し、使用目的以外には使用しないこと。

その他

防犯活動中の事故あるいはけがについては、全国市長会市民総合賠償保険の適用があるため、速やかに危機管理室まで報告すること。